

金沢都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・6 号堀川栗崎線を 3・4・6 号北安江栗崎線に、
3・4・16 号本町泉本町線を 3・4・16 号本町玉川町線に、
3・4・17 号広坂長町線を 3・6・2 号広坂尾山町線に、
3・4・22 号泉野野々市線を 3・4・22 号泉野々市線に名称を改め、
次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・5・4 号堀川東金沢線を次のように変更する。
3. 都市計画道路中 3・4・13 号堀川瓢箪町線を廃止する。

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車 線の 数	幅員	地表式 の区間 における 鉄道等 との交差 の構造	
幹 線 街 路	〃	堀川栗崎線	金沢市堀川町	〃	金沢市諸江町北間町	6,130	〃	—	〃	JR 北陸線と立体交差 自専道森本松任線と立体交差 幹線街路と平面交差13箇所	
	3・4・6	北安江栗崎線	金沢市北安江町	金沢市栗崎1丁目	金沢市諸江町上丁	5,120	地表式	4車線	16 (16・25)	自専道森本松任線と立体交差 幹線街路と平面交差14箇所	

議案第241号

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構 造 形 式	車 の 線 数	幅 員	地表式 の区間 における 鉄道等 との交差 の構造	
	車線の数の内訳		2車線			— 220					
	車線の数の内訳		4車線			— 4,900					
幹線 街路	3・4・16	本町泉 本町線	金沢市 本町1 丁目	金沢市 玉川町	金沢市 長土堀 3丁目 中村町 増泉町	3,130	—	—	—	—	
	3・4・16	本町玉 川町線	金沢市 本町1 丁目	金沢市 玉川町		660	地表式	2車線	16	幹線街 路と平 面交差 4箇所	
幹 線 街 路	3・4・22	泉野 々市 線	金沢市 野町3 丁目	野々市 町二日 市町	金沢市 西泉4 丁目 西泉5 丁目 米泉町 8丁目	4,840	—	—	—	北陸鉄 道石川 線と立 体交差	
	3・4・22	泉野 々市 線	金沢市 泉1丁 目	野々市 町二日 市町	金沢市 西泉4 丁目 西泉5 丁目 米泉町 8丁目	4,330	地表式	4車線	20 (16・38.6)	幹線街 路と平 面交差 9箇所	
	3・4・22	泉野 々市 線	金沢市 泉1丁 目	野々市 町二日 市町	金沢市 西泉4 丁目 西泉5 丁目 米泉町 8丁目	4,330	地表式	4車線	20 (16・38.6)	北陸鉄 道石川 線と立 体交差	
	車線の数の内訳		2車線			— 940					
	車線の数の内訳		4車線			— 3,390					

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車 線の 数	幅員	地表式 の区間 における 鉄道等 との交差 の構造	
幹 線 街 路	〃	〃	〃	〃	〃	2,010	〃	—	〃	—	幹線街路と平面交差 5箇所
	3・5・4	堀川東 金沢線	金沢市 堀川町	金沢市 小坂町 西の部	金沢市 京町 乙丸町	2,390	地表式	2車線	12 (12・23)		
	車線の数の内訳		2車線			—					
		4車線			380						
幹 線 街 路	3・4・17	広坂長 町線	〃	金沢市 長町3 丁目	金沢市 香林坊 2丁目	1,090	〃	—	16	—	幹線街路と平面交差 2箇所
	3・6・2	広坂尾 山町線	金沢市 丸の内	金沢市 尾山町		700	地表式	2車線	11 (11・15)		
幹 線 街 路	3・4・13	堀川瓢 箆町線	堀川町	瓢箆町		880	地表式	—	20	—	(廃止)
	—	—	—	—		—	—	—	—	—	

理由

今回、金沢都市計画道路について、近年の人口減少、少子高齢化の進行、公共投資の縮減等、社会経済情勢の変化と共に、まちづくりの方向性（歴史性・文化性の保全の重視、既存街並みの保存）や道路の必要性に変化が生じて来たため、長期未着手となっている路線について検証を行い、次の

とおり変更する。

- 1) 3・4・6 号堀川栗崎線は、昭和 41 年に幹線道路として決定された都市計画道路であり、北安江から栗崎間については、県道、市道として供用がされている。
当路線のうち、七ツ屋町（都・堀川東金沢線）から北安江町（都・北安江八日市線）の未整備区間約 630m については、北陸鉄道との立体交差化が地形上困難であり、既存住宅地への影響も大きいこと、さらに、周辺に金沢駅東通り線が既に整備されており、代替機能を有していることから、廃止を行うものとする。
堀川町地内（都・鳴和三日市線）から七ツ屋町（都・堀川東金沢線）の 380m については、3・5・4 号堀川東金沢線の起点の変更により追加編入することとする。また、今回の変更に伴い、起点位置が変更となるため、名称を 3・4・6 号堀川栗崎線から 3・4・6 号北安江栗崎線に変更し、併せて車線数を 4 車線に決定する。
- 2) 3・4・16 号本町泉本町線は、昭和 5 年に計画決定された放射幹線であり、本町から玉川町間約 660m は県道、市道として供用されている。
玉川町から泉本町間については、金沢を代表する長町武家屋敷群をはじめとし、歴史的建造物が多くある区域や密集既存住宅地内及び大規模施設を通る計画であるため、現在未整備であり、歴史的街並み景観や地域コミュニティの喪失、産業活動への影響が大きいことから、約 2,470m について廃止するものである。
また、今回の変更に伴い、起点位置が変更となるため、名称を 3・4・16 号本町泉本町線から 3・4・16 号本町玉川町線に変更し、併せて車線数を 2 車線に決定する。
- 3) 3・4・17 号広坂長町線は、昭和 5 年に計画決定された幹線道路であり、広坂北交差点から尾山交差点間約 700m は市道として供用されている。
未整備の香林坊 2 丁目（都・森山有松線）から長町 3 丁目（都・本町泉本町線）の区間については、本路線と接続する本町泉本町線が廃止となることにより、道路網として必要性が低くなること、さらに周辺に代替機能を有する道路の整備が行われていることから約 390m について廃止するものである。
また、今回の変更に伴い終点位置が変更となるため、名称を 3・4・17 号広坂長町線から 3・6・2 号広坂尾山町線に変更し、併せて車線数を 2 車線に決定する。
- 4) 3・4・22 号泉野野々市線は、昭和 5 年に計画決定された放射幹線であり、泉 1 丁目の国道 157 号から米泉 4 丁目間及び、押野 6 丁目から野々市町二日市町の国道 8 号間が供用されている。
未整備となっている起点側の野町 3 丁目（都・寺町窪線）から弥生 1 丁目（都・森山有松線）の区間については、寺社風景保全区域、伝統環境保存区域に指定されている寺院や旧鶴來街道があり、歴史的街並み景観の喪失が危惧されること及び既存住宅地への影響も大きいことから、今回約 510m について廃止するものである。
また、今回の変更に伴い起点位置が変更となるため、名称を 3・4・22 号泉野野々市線から 3・4・22 号泉野々市線に変更し、併せて車線数を 4 車線に決定する。
- 5) 3・5・4 号堀川東金沢線については、3・4・6 号堀川栗崎線の変更に伴い、堀川町地内の堀川町交差点から堀川町北交差点の約 380m 区間を追加するものである。また、今回の変更に伴い、併せて車線数を 2 車線に決定する。
- 6) 3・4・13 号堀川瓢箪町線は、昭和 41 年に補助幹線として計画決定された路線であるが、本路線に隣接する浅野川両岸が伝統環境保存区域に指定されており、本計画による川筋景観の変貌や、歴史的街並み景観の喪失が危惧されること、さらに既存の家屋密集地を通過する計画で街並みの改変や分断を招くことにより、コミュニティの喪失が懸念される。このことから全区間 880m について廃止を行うものである。

位置図

金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

60	80	1,000	(7.4)
60	100	1,200	(7.7)
60	150	1,301	(1,744)
60	200	1,494	(4,960)
60	250	1,804	(1,800)
60	300	1,819	(7,82)
60	350	324	(3,11)
60	400	330	(2,76)
60	450	420	(4,20)
60	500	1,749	(1,295)
60	550	410	(4,10)
60	600	496	(4,96)
60	650	600	(60)
60	700	1,220	(11,200)
60	750	2,036	(2,036)
70	200	111	(0)
70	300	33	(33)
70	400	105	(105)

3-4-6 堀川粟崎線
 名称: 3-4-6 北安江粟崎線
 延長: 5,120m
 幅員: 16m
 車線数: 4

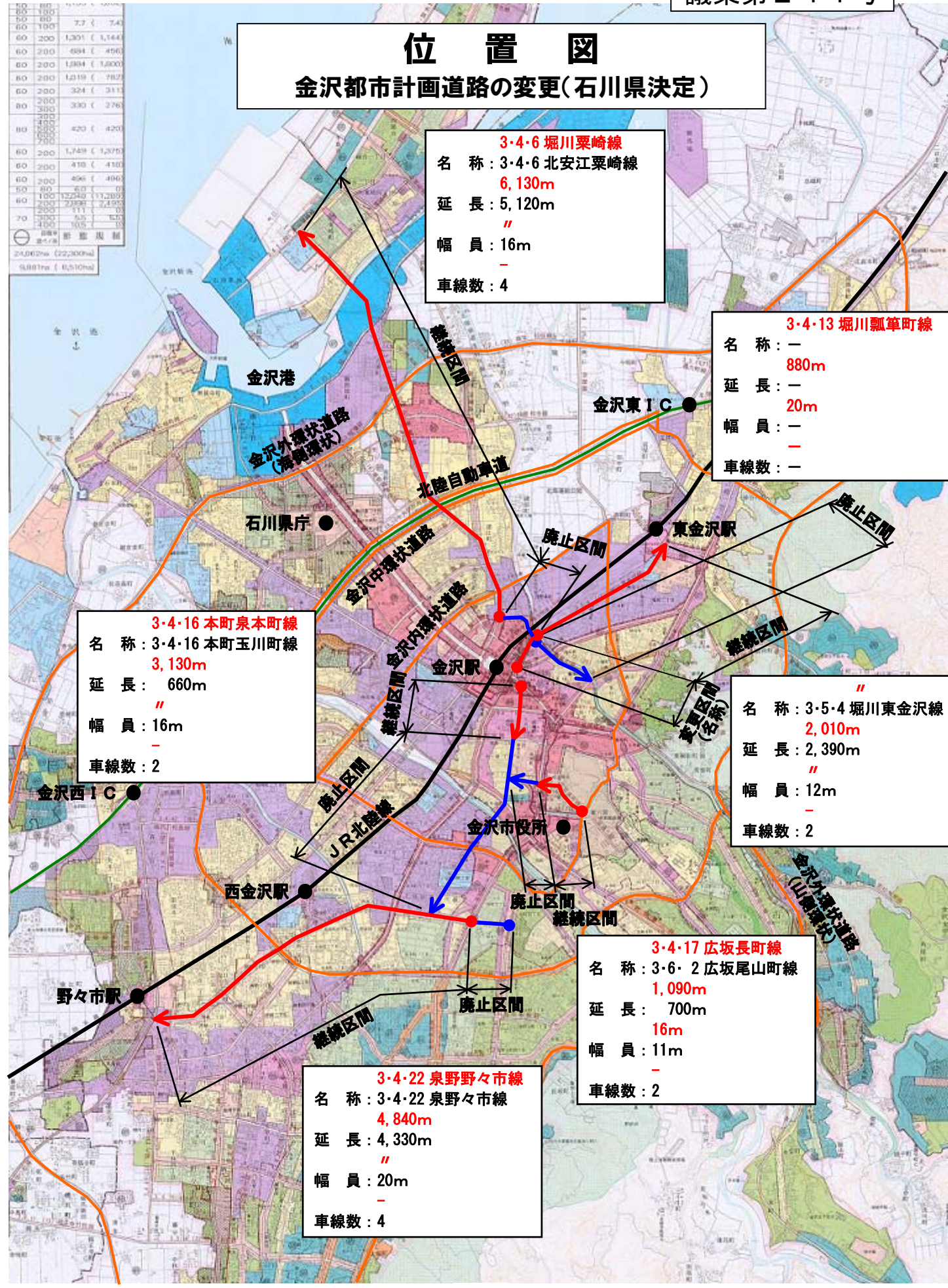
3-4-13 堀川瓢箪町線
 名称: -
 延長: 880m
 幅員: 20m
 車線数: -

3-4-16 本町泉本町線
 名称: 3-4-16 本町玉川町線
 延長: 660m
 幅員: 16m
 車線数: 2

3-5-4 堀川東金沢線
 名称: -
 延長: 2,390m
 幅員: 12m
 車線数: 2

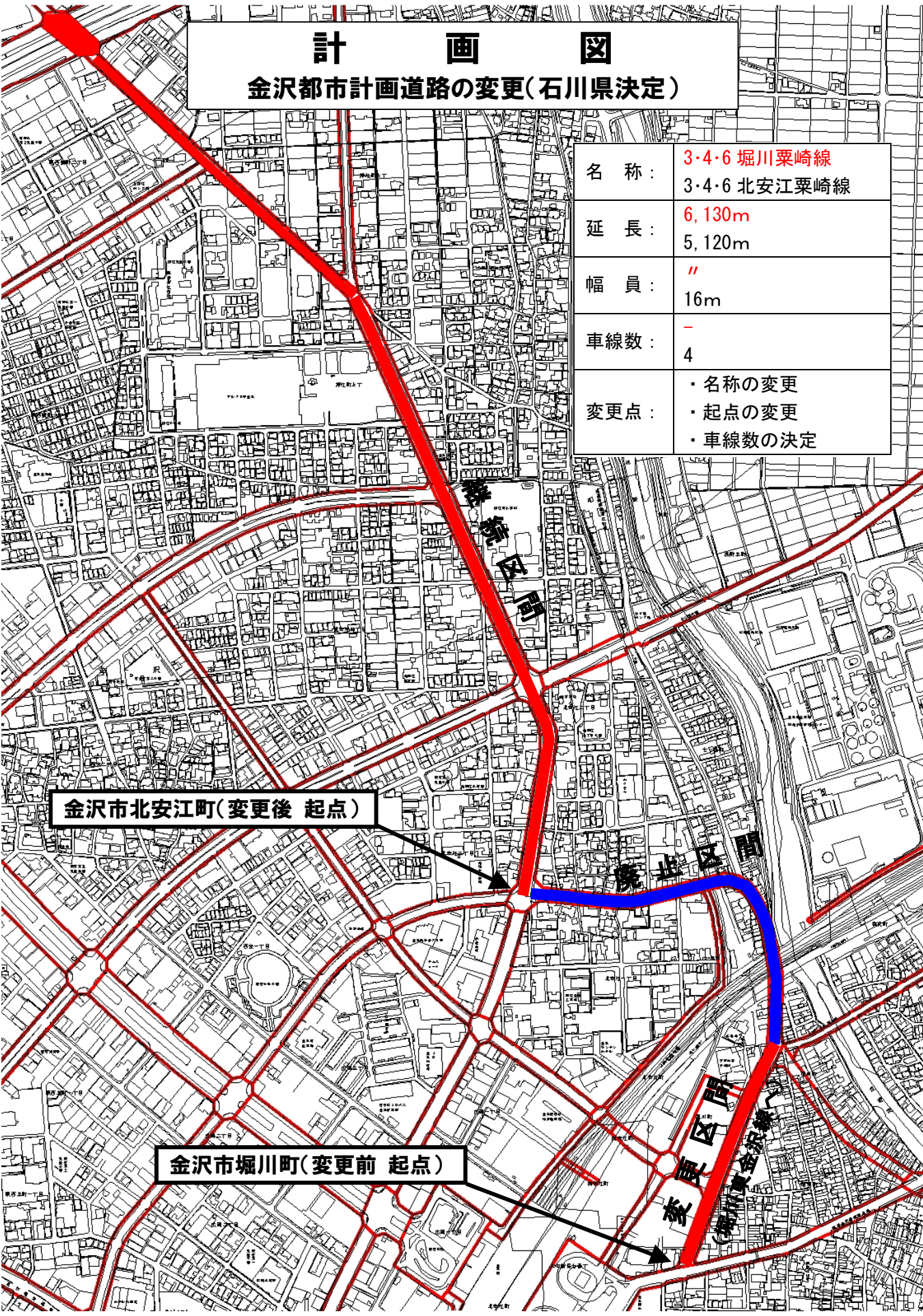
3-4-17 広坂長町線
 名称: 3-6-2 広坂尾山町線
 延長: 700m
 幅員: 16m
 車線数: 2

3-4-22 泉野野々市線
 名称: 3-4-22 泉野々市線
 延長: 4,330m
 幅員: 20m
 車線数: 4



計 画 図
金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・4・6 堀川粟崎線 3・4・6 北安江粟崎線
延 長 :	6,130m 5,120m
幅 員 :	// 16m
車線数 :	- 4
変更点 :	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更 ・ 起点の変更 ・ 車線数の決定



金沢市北安江町(变更后 起点)

金沢市堀川町(变更前 起点)

計 画 図

金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・4・16 本町泉本町線 3・4・16 本町玉川町線
延 長 :	3,130m 660m
幅 員 :	// 16m
車線数 :	- 2
変更点 :	・ 名称の変更 ・ 終点の変更 ・ 車線数の決定

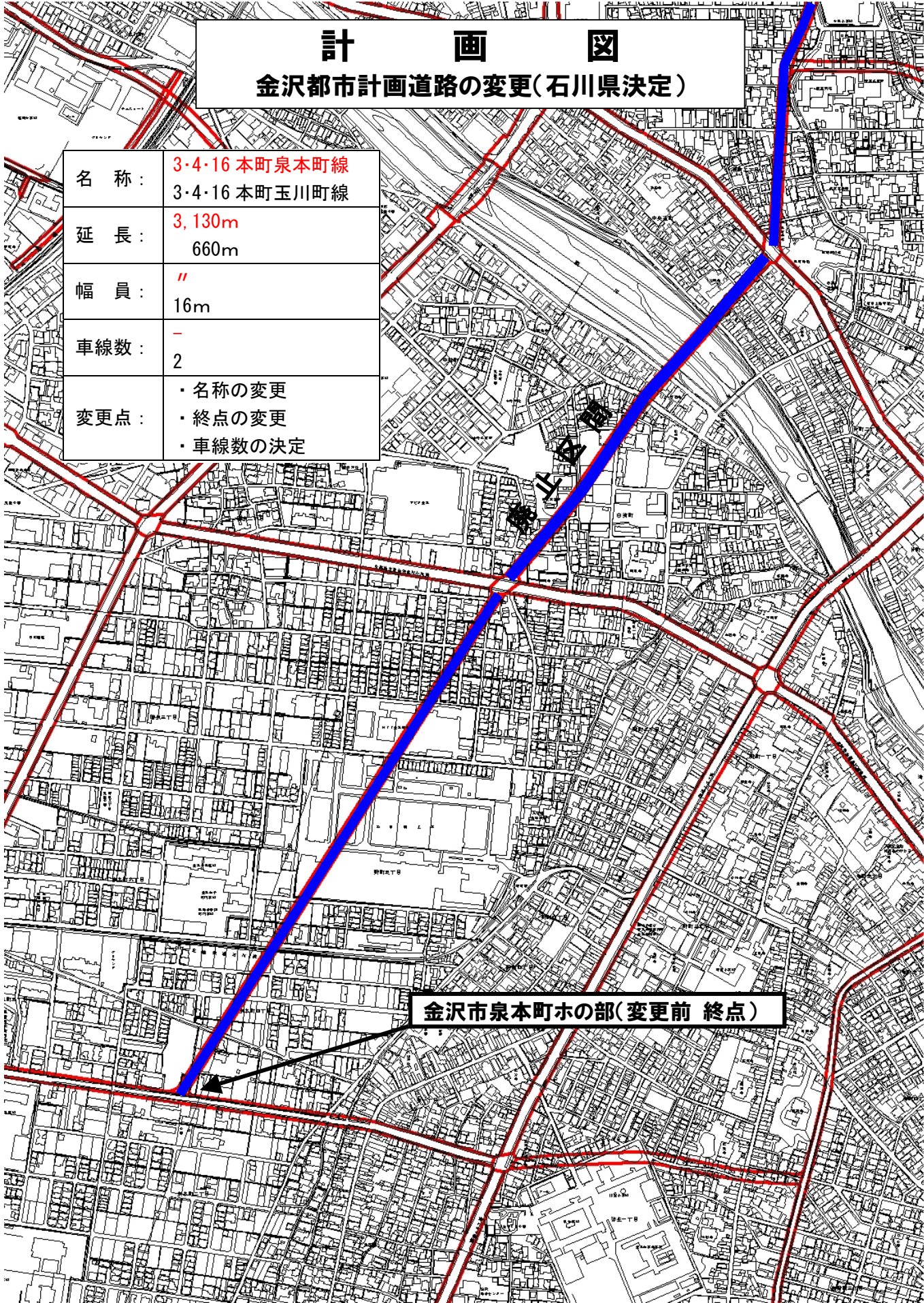
金沢市本町1丁目(起点)

金沢市玉川町(変更後 終点)

計 画 図

金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・4・16 本町泉本町線 3・4・16 本町玉川町線
延 長 :	3,130m 660m
幅 員 :	// 16m
車線数 :	- 2
変更点 :	・ 名称の変更 ・ 終点の変更 ・ 車線数の決定



計 画 図
金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・4・17 広坂長町線 3・6・2 広坂尾山町線
延 長 :	1,090m 700m
幅 員 :	16m 11m
車線数 :	- 2
変更点 :	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更 ・ 終点の変更 ・ 幅員の変更 ・ 車線数の決定

金沢市長町3丁目(変更前 終点)

金沢市尾山町(変更後 終点)

金沢市丸の内(起点)

廃止区間

繰上区間

計 画 図

金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・4・22 泉野野々市線 3・4・22 泉野々市線
延 長 :	4,840m 4,330m
幅 員 :	// 20m
車線数 :	- 4
変更点 :	・ 名称の変更 ・ 起点の変更 ・ 車線数の決定

金沢市泉1丁目(変更後 起点)

継続区間

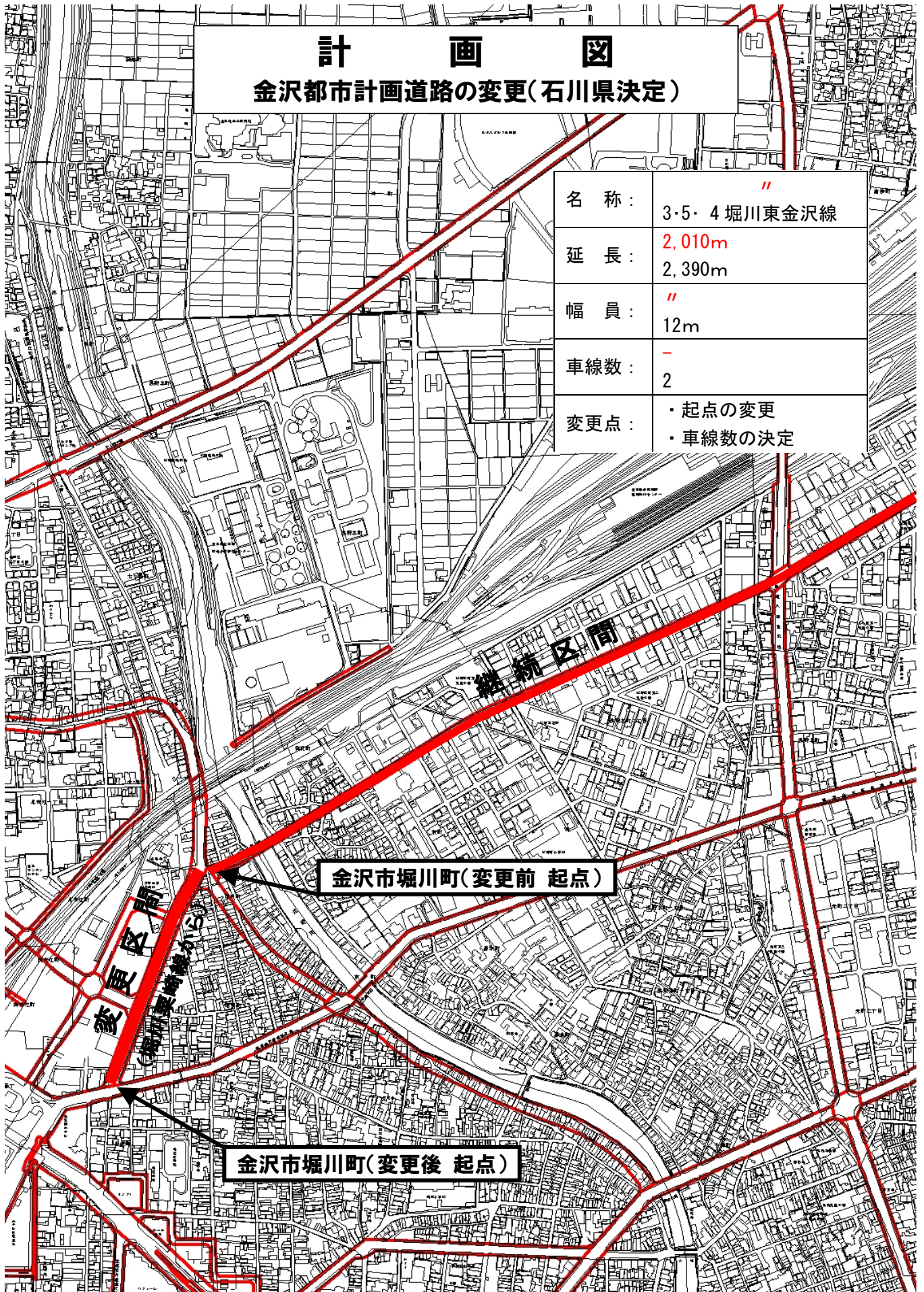
廃止区間

金沢市野町3丁目(変更前 起点)

計 画 図

金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・5・4 堀川東金沢線
延 長 :	2,010m 2,390m
幅 員 :	12m
車線数 :	2
変更点 :	・ 起点の変更 ・ 車線数の決定



計 画 図
金沢都市計画道路の変更(石川県決定)

名 称 :	3・4・13 堀川瓢箪町線 —
延 長 :	880m —
幅 員 :	20m —
車線数 :	— —
変更点 :	・ 廃止

金沢市堀川町(起点)

金沢市瓢箪町(終点)